

# 高齢受給者証を更新します

70歳から74歳の方がお使いの国民健康保険高齢受給者証（以下「高齢受給者証」）は、毎年8月1日に更新します。対象の人には、7月中旬ごろ新しい高齢受給者証（薄茶色）を郵送します。

問い合わせ 国保年金課（☎内線312・313）

## 医療費の窓口負担割合

病院などで支払う医療費の負担割合は、毎年8月に見直されます。今回の更新は平成26年中の収入、所得に基づき判定され、「1割」（昭和19年4月1日以前生まれの人）、「2割」（昭和19年4月2日以後生まれの人）、「3割」（現役並み所得者に区分されます）。

70歳から74歳までの人の医療費の負担割合（現役並み所得者を除く）については、平成26年4月の制度改正により2割に変更となりましたが、現役並み所得者を除き、昭和19年4月1日以前に生まれた人は特例措置により75歳になるまでは1割に据え置かれます。（毎年の負担区分判定により3割となる場合があります）

そのため、1割負担の人の高齢受給者証の一部負担の割合の欄は、「2割」（特例措置により1割）と表記されます。

## 高齢受給者証とは？

①70歳から74歳の人が医療機関などで受診する場合、国民健康保険被保険者証（以下「保険証」）と高齢受給者証を受付に提示す

ると、負担する医療費は「1割」「2割」または「3割」（現役並み所得者）となります。

②高齢受給者証は70歳の誕生月の翌月1日から（1日が誕生日の人は誕生日から）使用します。（該当する人には誕生月（1日が誕生日の人は誕生月の前月）に郵送します）

## 有効期限

高齢受給者証の有効期限は、平成28年7月31日です。

ただし、平成28年7月31日までに75歳になる人の有効期限は、75歳の誕生日の前日です。（75歳の誕生日からは「後期高齢者医療被保険者証」を使います）

## 高額療養費の払い戻し

医療機関などの窓口で支払った月ごとの医療費が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費として申請すると、市から払い戻しを受けることができます。（自己負担限度額は左頁参照）。

## ご存じですか？ 限度額適用認定証

問い合わせ 国保年金課（☎内線312・313）

### 限度額適用認定証とは？

入院及び通院時の負担額が、自己負担限度額までになる認定証をご存じですか。入院または通院時に「限度額適用認定証」を提示すると、同じ人が1つの医療機関窓口で1カ月に支払う保険診療負担額が自己負担限度額までとなります。保険診療負担額が高額になる場合、国民健康保険証と認印を準備のうえ、事前に国保年金課（市役所1階4番窓口）で交付申請を行って

### ご注意ください

また、住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、入院時の食事代についても減額されます。入院する場合は、事前に交付申請を行ってください。

「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、加入している健康保険ごとに発行されますので、太宰府市国民健康保険以外の保険証（社会保険・建設国保・共済保険など）を持っている人は、加入している各健康保険の保険者（担当者）に問い合わせください。

・70歳から74歳までの住民税

### 認定証の種類

年齢	課税区分	種類	事前申請
0歳～69歳	住民税 非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証	要
	住民税 課税世帯	限度額適用認定証	
70歳～74歳	住民税 非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証	不要※
	住民税 課税世帯	高齢受給者証	

※70歳以上から74歳までの住民税課税世帯の人は、高齢受給者証が「限度額適用認定証」を兼ねていますので、申請不要です。

### 69歳以下の人の自己負担限度額（月額※1）

所得※2区分	1カ月の自己負担限度額 ＜多数該当※3の場合＞
ア 所得が901万円を超える世帯	252,600円+（医療費－842,000円）×1% （140,100円）
イ 所得が600万円超901万円以下の世帯	167,400円+（医療費－558,000円）×1% （93,000円）
ウ 所得が210万円超600万円以下の世帯	80,100円+（医療費－267,000円）×1% （44,400円）
エ 所得が210万円以下の世帯	57,600円 （44,400円）
オ 住民税非課税世帯	35,400円 （24,600円）

- ※1 受診した医療機関が複数あり、各医療機関の自己負担額が21,000円を超えている場合、それらを合算して自己負担限度額を超えた分が、申請により市から払い戻されます。
- ※2 国保加入者全員の基礎控除（33万円）後の所得の合計額。
- ※3 過去12カ月以内に自己負担限度額以上の支払いが4回以上あった場合。

### 70歳以上の人の自己負担限度額（月額）〈高齢受給者証を持っている人〉

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ （医療費－267,000円）×1%※1
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ（住民税非課税）	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ※2（住民税非課税）	8,000円	15,000円

- ※1 過去12カ月以内に自己負担限度額以上の支払いが4回以上あった場合、4回目以降は44,400円。
- ※2 世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円になる人。

## 負担割合判定の方法

負担割合は、同じ世帯の70歳以上の国保被保険者の住民税課税所得をもとに判定します。住民税課税所得は、平成27年度市民税・県民税納税通知書（2枚目部分）の「課税所得金額」の合計がその目安となります。

※住民税課税所得 地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の合計額から同法第314条の2第1項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額

平成27年1月以降に、新たに70歳となった国保被保険者（昭和20年1月2日以降生まれの者）のいる世帯のうち、基礎控除後の「旧ただし書所得※1」の合計額が210万円以下の場合、一般の区分（1割または2割）となります。

- ※1 旧ただし書所得…総所得金額等※2から、基礎控除（33万円）を引いた額。
- ※2 総所得金額等とは、前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物などの譲渡所得金額（特別控除後の額）などの合計。（退職所得は含まず、雑損失の繰り越し控除はしません）



### 3割から2割（1割）※となるための条件

住民税課税所得により負担割合が「3割」と判定された人のうち、70歳以上の国保被保険者の平成26年中の収入によっては、申請により「2割」または「1割」となる場合があります。

- ①70歳以上の国保被保険者が1人の場合  
→その人の収入が383万円未満であれば「2割」または「1割」※
- ②世帯に70歳以上の国保被保険者が複数いる場合  
→70歳以上の国保被保険者の収入合計が520万円未満であれば「2割」または「1割」※
- ③世帯に70歳以上の国保被保険者が1人と、75歳以上の後期高齢者医療被保険者が1人以上いる場合  
→70歳以上の国保被保険者と75歳以上の後期高齢者医療被保険者（旧国保被保険者：国保から後期高齢者医療制度に移行する人）の収入合計が520万円未満であれば「2割」または「1割」※上記に該当する世帯には、事前に申請書を送付します。

同じ世帯の70歳以上の国保被保険者に、住民税課税所得が145万円以上の人がある場合  
→世帯の70歳以上の国保被保険者の負担割合は全員「3割」

同じ世帯の70歳以上の国保被保険者の住民税課税所得が、全員145万円未満の場合  
→「2割」または「1割」

## 年次更新の実施

「限度額適用認定証」（薄い黄色）、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（青色または紫色）は毎年8月1日に更新しています。すでに交付を受けている人に対して、7月初旬に更新申請の書類を送付しますので、7月17日（金）までに提出してください。新しい認定証を7月末頃

に郵送します。

なお、所得区分は平成27年度住民税の課税状況によって判定しているため、所得の申告を行ってください。世帯の異動によつては所得区分が変更になる場合があります。国保税に納め忘れがある場合は更新できません。※ご不明な点は、上記問い合わせ先までお問い合わせください。

## 8月から 後期高齢者医療 被保険者証が新しくなります

問い合わせ  
国保年金課公費医療係（☎内線305・315）

75歳以上の皆さん、65歳以上75歳未満で一定の障害について広域連合の認定を受けた皆さんの、現在の被保険者証の有効期限は、7月31日(金)までです。

8月1日(土)から使用できる被保険者証（柿色）は、7月下旬に簡易書留で郵送します。

医療機関の窓口で支払う自

己負担割合は平成26年中の所得をもとに判定を行い、1割または3割のいずれかが決定されます。被保険者証が届きましたら確認ください。新しい被保険者証の有効期間は、8月1日から平成28年7月31日(土)までの1年間です。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期間の被保険者証を交付することがあります。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在の限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減額認定証）の有効期限は7月31日(金)までです。減額認定証をすでにお持ちの人で、平成27年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日(土)からの減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。

### ◆減額認定証とは

市町村民税が非課税の世帯

に該当する人が、入院または高額な外来診療を受ける際に、減額認定証を医療機関窓口にて提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、市役所窓口での申請手続きが必要です。

申請に必要なものは、被保険者証・印鑑などです。非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。

### 平成27年度後期高齢者医療保険料について

保険料は、平成26年中の所得金額と世帯の状況を基に算定を行い、決定します。

被保険者の皆さんに「平成27年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬に郵送しますのでご確認ください。

## 「いきいき生活応援商品券」の申し込みが始まります！！

問い合わせ 地域づくり課いきいき推進係（☎内線539）

### 申込期間

7月15日(水)～8月14日(金)

※申込期限の8月14日(金)を過ぎると商品券の交付はできません。

6月下旬に対象者へ申込書を同封したお知らせを郵送しています。

### 対象者と交付額

平成27年6月1日現在、右記の要件に該当する人で、本市に住民登録の届け出をしている人が対象です。

※詳細は、広報紙6月1日号に掲載しています。

交付対象者	交付金額
①平成9年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた人が3人以上いる世帯の世帯主	20,000円分 ※4人以上の場合は1人増えるごとに1万円を加算
②ひとり親家庭等医療費助成を受給している人がいる世帯の世帯主	20,000円分
③昭和10年4月1日以前に生まれた人	5,000円分